平成２５年（フ）第１６８号
徳島県徳島市八万町法花谷193番地の２
破産者　タカヤ電機有限会社
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２９８７号
東京都台東区雷門２丁目３－３－303、開始決定時の住所東京都台東区浅草橋２丁目27－５－402
破産者　清水　鉄弥
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３３５号
東京都大田区西糀谷２丁目22番12号
破産者　ＩＶＴ株式会社
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２２２号
東京都港区浜松町１丁目18番11号　イマスオフィス浜松町、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山２丁目27番20号
破産者　株式会社クリエイト24
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６３０号
横浜市神奈川区鶴屋町３丁目29番１号
破産者　有限会社恵比寿物産
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４８号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目54番17号
破産者　有限会社大石左官
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３０号
福井県敦賀市本町２丁目８番10号
破産者　有限会社市橋鉱泉所
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第８３号
千葉県市川市欠真間２丁目17番15―202号ローズガーデン森、開始決定時の住所岐阜市城田寺255番地３
破産者　市橋　貞子
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６８号
岐阜県恵那市山岡町馬場山田227番地
破産者　河合　ゆみ
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１９号
滋賀県米原市米原223番地
破産者　有限会社櫛村文松堂
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第１４５８号
京都市伏見区竹田七瀬川町346番地の２
破産者　株式会社タニ
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
徳島県名西郡石井町浦庄字下浦454番地の10
破産者　有限会社カワサキ建材
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２２号
高知市高埴７番24号
破産者　有限会社ユニマックス珈琲社
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４３号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1515番地１　宝ハイツＢ棟103号室
破産者　西田　靖子
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１７７８号
福岡市博多区冷泉町６番23―308号、前住所福岡県糟屋郡新宮町花立花１丁目９番３号
破産者　細川　和彦
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６７７号
福岡市早良区曙１丁目９番12号
破産者　荒牧　啓介
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２５２号
福岡市東区箱崎５丁目11番７―411号
破産者　矢野　正秀
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７９号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代788番地４ブルーパレス・ナカノⅢ103号、前住所福岡市東区多々良１丁目17番12―708号
破産者　新飼　栄一
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６４０号
札幌市西区発寒３条１丁目６番19―305号、開始決定時の住所札幌市西区発寒８条７丁目12番８号
破産者　高木　光利
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５４号
札幌市厚別区厚別西５条６丁目７番18号　ウエストプラザ５－６Ｂ101号
破産者　工藤　　純
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部